

長浜市相談支援等推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第18項に規定する特定相談支援事業を行う者（以下、「指定特定相談支援事業者」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条2の2第7項に規定する障害児相談支援事業を行う者（以下、「指定障害児相談支援事業者」という。）に対し、助成を行うことにより、地域の相談支援の充実強化を図ることを目的とする。

(助成対象事業者等)

第2条 助成対象事業者、助成対象事業、助成金の額及び助成上限は、別表に掲げるとおりとする。

(助成の申請等)

第3条 助成を受けようとする者は、毎月、長浜市相談支援等推進事業助成金交付申請書兼請求書（別記様式）に相談支援給付費明細書を添えて、市長が定める期日までに市長に申請しなければならない。この場合において、当該申請は、月を単位にサービス利用月の翌月以降において行うものとし、複数月分をまとめて行うことができるものとする。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第4条 市長は、助成金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により助成を受けたことが明らかになったときは、既に交付を受けた助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

助成対象事業者	助成対象事業	助成金の額	助成上限
長浜市内又は米原市内に事業所がある指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者で常勤かつ専従の相談支援専門員を1名以上配置しているもの	①長浜市が計画相談支援給付費の支給決定を行った者に対するサービス利用支援（障害者総合支援法第5条第22項に規定するサービス利用支援をいう。以下同じ。）又は障害児支援利用援助（児童福祉法第6条の2の2第8項に規定する障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）の提供。ただし、本助成を受けようとする者と同一法人が運営する児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う事業所（以下「障害児通所支援事業所」）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10に規定する就労継続支援A型事業を行う事業所（以下「就労継続支援A型事業所」）のみを利用している利用者に対するサービス利用支援及び障害児支援利用援助の提供を除く。	20,000円／件	助成金の交付を受けようとする指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者が配置している相談支援専門員の常勤換算数に1月あたり20を乗じて得た数を、当該年度における助成件数上限とする。なお、助成件数は左記助成対象事業①及び②の合計件数とする。
	②長浜市が計画相談支援給付費の支給決定を行った者に対する継続サービス利用支援（障害者総合支援法第5条第23項に規定する継続サービス利用支援をいう。以下同じ。）又は継続障害児支援利用援助（児童福祉法第6条の2の2第9項に規定する継続障害児支援利用援助をいう。	7,000円／件	

	<p>以下同じ。)の提供。ただし、本助成を受けようとする者と同一法人が運営する障害児通所支援事業所又は就労継続支援A型事業所のみを利用している利用者に対する継続サービス利用支援及び継続障害児支援利用援助の提供を除く。</p>		
--	--	--	--

別記様式（第3条関係）

長浜市相談支援等推進事業助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

長浜市長 あて

申請者 所在地
 名 称
 代表者名

※自署の場合は、押印不要です。

長浜市相談支援等推進事業助成金の交付について、長浜市相談支援等推進事業実施要綱第3条の規定により次のとおり申請（請求）します。

交付申請（請求）額	円
-----------	---

【交付申請額内訳】

助成対象経費	単価	請求件数	過誤件数	小計
サービス利用支援	20,000円	件	— 件	円
継続サービス利用支援	7,000円	件	— 件	円
障害児支援利用援助	20,000円	件	— 件	円
継続障害児支援利用援助	7,000円	件	— 件	円
合計金額				円

【振込先】

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	店名	本店 支店 出張所 代理店
預貯金の種類	普通 ・ 当座 （該当に○）		
口座番号	(右づめで記入)		
口座名義人	(フリガナ)		